解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十五日開催の社員総会の決議により平成二十五年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島八番地一
社団法人北部檜山医師会
代表清算人　本郷　友徳

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

秋田県男鹿市船越字杉山一三〇
社団法人加藤道場
代表清算人　加藤　義光

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十二日開催の臨時会員総会において、決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

茨城県日立市久慈町七丁目二四番一八号
社団法人茨城県環境整備協会
代表清算人　中川　昇

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

東京都台東区寿四丁目一六番六号
社団法人東京節句人形振興協会
代表清算人　美濃村和男

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

東京都千代田区神田神保町二丁目五番地北沢ビル
財団法人住宅管理協会
代表清算人　片岡　廣榮

解散公告（第一回）

当法人は、責任役員会の決議及び東京都知事の認証により平成二十五年十一月七日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

東京都世田谷区桜上水三丁目一八番一二号
宗教法人京王観音講
清算人　風間　弘子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月十七日開催の通常総会において解散の決議を行い、同年十月二十三日付で主務官庁の許可を得、同日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

静岡県浜松市北区三ヶ日町釣七八番地の一
社団法人静岡県立三ヶ日高等学校後援会
代表清算人　森田　繁男

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

大阪市中央区谷町一丁目七番三号天満橋千代田ビル三階
社団法人大阪司厨士協会
代表清算人　宮川　榮治

解散公告（第一回）

当法人は、愛媛県教育委員会の許可により、平成二十五年十一月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

愛媛県上浮穴郡久万高原町久万一八八番地
財団法人上浮穴郡教育義会
代表清算人　玉水　壽清

解散公告（第一回）

当法人は、愛媛県知事の許可により、平成二十五年十一月十九日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

愛媛県上浮穴郡久万高原町下畑野川甲三一九番地一
財団法人川瀬地区農林水産振興会
代表清算人　岡　信一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

長崎県北松浦郡佐々町須崎免四九四番地一
社団法人北松歯科医師会
代表清算人　林　英二

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十五年十一月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

札幌市豊平区豊平六条六丁目五番八号
丸彦渡辺建設厚生年金基金
清算人　三木　伸夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月十二日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

札幌市中央区北四条西六丁目一番地
財団法人北海道水産加工振興基金協会
代表清算人　田谷　克弘

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年十一月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

北海道北見市北四条東二丁目一一番地
財団法人北見林業会館
代表清算人　佐藤　教誘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

北海道函館市梁川町二〇番一四号
社団法人函館助産師会
代表清算人　青島　チヨ

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

東京都千代田区東神田二丁目八番三号
財団法人能率増進研究開発センター
代表清算人　杉浦　力

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十八日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十三日

新潟県柏崎市駅前一丁目五番一号
財団法人柏崎文教会館
代表清算人　廣川　正文